

# BCG接種における注意事項

☆体調不良などで来られない場合は、必ず健康増進課へ連絡をお願いします。

## 《受ける前の注意》

- \* 検温は当日会場でおこないます。
- \* 当日は着脱しやすい服でお越しください。



## 《接種後の注意》

- \* 接種したところは触らないで、自然に乾くまで会場でお待ちください。接種した日は、接種部位を直接日光に当てないようにしてください。
- \* 入浴は、普段の体調と変わりなければ差しつかえありません。

## 《次の方は延期してください》

- \* 発熱(37.5℃以上)や病気中の場合
  - \* おたふくかぜ、水ぼうそう、麻しん、風しんなどが治ってから1 か月以内
  - \* ひきつけ(熱性けいれん)をおこしてから6か月以上経っていることを目安にしていますが、当市では集団接種で実施していますので、あらかじめ主治医に可・不可を確認の上、受けてください。
- ※ なお、気になる様子があるときは、あらかじめかかりつけの医師に相談してください。

## ☆予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
  - 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
  - ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- ※ 給付申請の必要が生じた場合には、健康増進課へご相談ください。



<お問い合わせ> 大網白里市健康増進課(保健センター) TEL 0475-72-8321